

食品自主衛生管理認証制度業務規程

(社)広島県乳業協会

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社団法人広島県乳業協会(以下「協会」という。)が、広島県食品自主衛生管理認証制度実施要綱(以下「要綱」という。)に基づく認証機関として行う認証業務は、この規程の定めるところによる。

(休日)

第2条 休日は次のとおりとする。

(1)土曜日、日曜日、振替休日、国民の祝日

(2)年末、年始(12月29日から1月3日)

2 業務上その他の都合により必要がある場合は、前号の休日に臨時就業させ他の日を振替休日とすることがある。振返られた休日の勤務は正規の勤務として取り扱う。

(認証業務時間及び時間外勤務・休日勤務)

第3条 認証業務時間は、9時00分から16時30分を基本とし協会が認証業務を遂行上特に必要があると認めるときは、勤務時間外又は休日に執務を命ずることがある。

(認証業務を行う場所)

第4条 認証業務を行う名称及び場所は次のとおりとする。

社団法人 広島県乳業協会事務局

広島県佐伯郡大野町3207番地の3(チチヤス乳業株式会社内)

(業務を行う区域等)

第5条 協会が認証業務を行う区域は、広島県内とする。

(組織)

第6条 協会会長(以下「会長」という。)は協会を代表し、認証業務を総理する。

2 認証業務を適確に行うため、要綱第10に規定する審査及び認証の可否の決定を行う者として審査員を置く。

3 認証の可否及び認証の取り消しについて決定を行う審査会を設置する。

4 協会事務局長(以下「事務局長」という。)は、認証の審査及び認証の可否の決定を統括する。

(審査員の資格)

第 7 条 審査員は、協会職員（臨時雇用職員を含む。）及び協会会員のうちから、要綱第 2 2 に規定する者をもってあてる。

(審査員の配置)

第 8 条 審査員の配置は、3 名以上とする。

(審査員の選任)

第 9 条 審査員の選任は、会長が行う。

2 選任された審査員には、身分証を発行する。（様式第 1 号）

3 審査員は常に身分証を携帯し、立入り等の審査業務を行うとき及び関係人の請求があったときは、これを提示する。

(審査員の届出)

第 1 0 条 審査員の資格を有する者の氏名、略歴を記載した名簿を作成し、広島県（以下「県」という。）に届け出る。

2 審査員に変更があった場合は、その都度、変更届を県に届け出る。

(審査員の職務)

第 1 1 条 審査員は、認証の審査及び認証の可否の決定並びに履行状況の確認等の業務を行う。

2 認証業務に従事する審査員は、要綱及び業務規程を遵守し、公正な認証業務を行い、審査の信頼性の確保に努めなければならないものとする。

第 2 章 認証業務

(申請者への説明)

第 1 2 条 申請をする事業者に対し、要綱第 3 0 の規定に基づき、必要な事項を記載した書面を交付し、説明するものとする。

(申請等の受理)

第 1 3 条 認証、認証の更新、認証の変更、認証の再審査、認証書の再交付の申請並びに認証の辞退等の申請があった場合は、特別な理由がある場合を除いてこれを受理する。

(認証業務の制限規定)

第 1 4 条 審査員は、コンサルタントサービスを行っている等特別な関係にある施設

からの申請に対する審査業務を行ってはならない。

(マニュアル審査)

第15条 認証、認証の更新、認証の変更及び認証の再審査の申請を受理したときは、すみやかに審査員に衛生管理マニュアル(以下「マニュアル」という。)の内容等関係書類を審査させるものとする。

2 審査員は、必要と認めるときは前項の申請者に対しマニュアルの内容及び施設の衛生管理について技術上の指導を行うものとする。

(実地審査)

第16条 前条の審査を省略または終了したときは、一定期間試行の後、審査員にその施設の実地審査を行わせるものとする。

2 審査員は、実地審査を行う場合は、現場写真を撮る等、客観的な判定ができる記録を残すよう努める。

3 審査員は、実地審査に関して必要と認めるときは、認証を申請した事業者に対して衛生管理に関する技術的指導を行うものとする。

(認証の可否の決定)

第17条 第15条及び第16条に基づく審査が終了したときは、実地審査を行った審査員及び実地審査に関与していない審査員等で構成する審査会において認証の可否について決定する。

2 協会役員が関与する施設については、要綱第19で規定する外部の審査員を含む審査会において、認証の可否について決定する。

(認証書の交付)

第18条 審査会において、合格と判定された当該施設に対しては、認証の決定を通知するとともに、要綱第10第3項に規定する認証書及び要綱第15に規定する認証マークの電子データを交付する。認証の否の決定を行ったときは、その旨を通知する。

2 認証書及び認証マークの適正使用について書面を交付し説明するものとする。

(認証書に記載する事項)

第19条 認証書に記載する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 申請者の氏名
- (2) 認証施設の名称、屋号又は商号
- (3) 認証の業種
- (4) 施設の所在地

- (5) 認証番号
- (6) 認証年月日及び期限
- (7) 認証機関名(協会長名)

(履行状況の確認)

第 2 0 条 認証施設については、一定期間毎に、施設における衛生管理の履行状況について次の事項を審査員に確認させる。

- (1) マニュアルに基づく記録と保管
- (2) 認証基準の履行状況
- (3) マニュアルの内容の変更の有無

(改善請求)

第 2 1 条 第 2 0 条による履行状況の確認等により認証基準の不履行等衛生管理に不備が認められたときは、書面をもって改善を求めることとする。

(認証の取消し)

第 2 2 条 要綱第 1 6 第 1 項第 1 号から第 5 号に該当する疑義が生じた場合は、次の各号に掲げる手続きを経て認証を取消しする。

- (1) 会長は、審査員に必要な調査を命じるとともに、認証の取消しに関する審査会を経て可否を決定する。
- (2) 審査の結果、取消しが決定したときは、要綱第 1 6 第 2 項に基づき、認証取消書を交付する。

(苦情処理)

第 2 3 条 申請者等からの異議申し立て等の取扱いは、協会事務局で受付し、事務局長を責任者として対応する。

(標準処理期間)

第 2 4 条 認証業務の標準処理期間は、申請書類を受理した日から 3 カ月(ただし、試行期間の 1 ヶ月を除く)を超えない期間とする。

(書類の備付け及び保存)

第 2 5 条 要綱第 2 6 条第 1 項で規定する必要事項を記載した書類を備え、保存する。

- 2 前項に掲げる事項が、電子計算機の備えられたファイル又はディスクに記載し、必要に応じ電子機器その他の機器を用い明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって書類に代えることができる。
- 3 前項に定めるもののほか、認証に係る申請、審査及び可否の決定に関する書類を、

認証を否とする決定を行った日又は認証の有効期間が満了した日から3年保存する。

(県への報告)

第26条 要綱第29第1項、第2項、第3項、第4項に規定された事項について遅延なく広島県知事(以下「知事」という。)へ報告する。

(秘密保持義務等)

第27条 協会及びその職員等(審査員を含む)並びにこれらの者であった者は、認証業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己利益のために利用してはならない。

(指定取消しに係わる業務の引継等)

第28条 認証機関の指定を取り消された場合は、予め県と協議の上、認証した施設に関する書類及び認証業務を他の認証機関に速やかに引き継ぐものとする。

第3章 手数料

(手数料)

第29条 認証業務にかかる手数料の額は、別に定めるものとし、その額を県に報告するものとする。

(追加手数料)

第30条 次の事項に該当する場合は、追加料金を徴収できるものとする。

(1) 書類審査により、マニュアルの内容について、技術的指導の範囲を超えた改善が必要と判断された場合の再調査(再調査における技術的な指導を含む)

(2) 実地審査の結果、衛生管理の手法等やマニュアルの内容について、技術的指導範囲を超えた改善が必要とされたときの再調査(再調査における技術的指導を含む)

(3) 履行状況の確認により、実地指導の必要が生じたときの当該指導

(手数料の受理)

第31条 認証の申請、更新申請、変更申請及び再審査申請並びに認証書の再交付申請を受理したときに、所定の手数料を徴収する。

2 受理とは、必要な書類が整っていることを確認し、申請を受け付けることを決め、受け取った時点をいう。ただし、マニュアルの内容審査は行わない。

3 納入された手数料は、特別な理由がない限り返還しないものとする。

(申請者への説明)

第32条 認証の申請、更新申請、変更申請及び再審査申請並びに認証書の再交付申請時に、申請者に対して、それぞれの手数料(金額)と手数料に含まれる範囲及び追加料金が必要となる事項を、予め書面で説明するものとする。

第4章 雑則

(情報の開示等)

第33条 業務規程、手数料等認証業務に係わる資料を書面で作成するとともに、ホームページへ掲載する等広く周知を図る。

- 2 審査内容については、申請者の求めに応じ、開示する。
- 3 開示の受付は、協会事務局とする。
- 4 情報を開示するときは、会長は必要な条件を付けることができる。

(検査・報告等)

第34条 要綱第31第1項に規定する、県が行う検査及び報告等について指示があった場合は、これを拒まず協力する。

- 2 要綱第31第2項に規定する県からの指示に対しては、これを遵守する。

(内部監査)

第35条 認証業務が公正性を保ち適切に実施されているかを確認するため、協会監査役は、認証業務の状況若しくは関係書類等を監査し、関係者に質問をすることができる。

(その他)

第36条 この業務規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規定は、知事の指定を受けた日から施行する。